

学校法人に寄附をした方に対する税制上の優遇措置について

◎本学園は文部科学省より特定公益増進法人の証明書交付を受けているため、個人が支払った寄附金は、支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けることができます。

所得税の寄附金控除額の計算方法

寄附金額(*1) - 2千円 = 寄附金控除額 (所得控除額)

*1 総所得金額等の40%が上限

◎さらに、本学園へご寄附された翌年1月1日現在のご住所が控除対象の自治体の方は、支払った翌年度の個人住民税の寄附金控除の適用を受けることができます。

個人住民税の控除額の計算方法

(寄附金額(*2) - 2千円) × 住民税控除率(*3) = 住民税控除額

*2 総所得金額等の30%が上限

*3 都道府県の指定は4%、市区町村の指定は6%、
どちらからも指定されている場合は10%

※個人住民税の寄附金控除対象の有無につきましては、お住まいの市区町村の税務担当課にお問い合わせください。所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。

【適用を受けるための手続きについて】

1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年の確定申告期間までに、本学より発行された「領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」を添えて、所轄税務署にて申告してください。

(本学園に寄附金の入金を確認され次第お送りいたします。)

住民税の控除だけを受けようとする場合には、住所地の市区町村に申告を行ってください。この場合、所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。